

認証評価結果に対する改善報告書

平成 28 年 7 月 11 日

1. 大学名：大阪音楽大学

2. 認証評価実施年度：平成 26 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：1－2

○大学の人材養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていないことは改善を要する。

○大学院の人材養成に関する目的やその他の教育上の目的が大学院規則などに定められていないことは改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 1－2 について

平成 26 年 11 月 24 日に開催した大阪音楽大学教授会において「人材養成及び教育研究上の目的」を学則に規定することを審議・決裁し、平成 27 年 3 月 17 日に開催した理事会においてこれを承認しました。この後、平成 27 年 3 月 26 日に文部科学省へ学則変更の届出を行いました。

一方、大阪音楽大学大学院は平成 27 年 6 月 8 日に開催（持ち回り審議）した大学院運営委員会での審議を経て、学長が「人材養成及び教育研究上の目的」を大学院規則に規定することを決定し、平成 28 年 2 月 9 日に開催した理事会においてこれを承認しました。この後、平成 28 年 3 月 11 日に文部科学省へ規則変更の届出を行いました。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 1－2 の資料

- 1-2-01 教授会議事録（平成 26 年 11 月 24 日開催）
- 1-2-02 理事会議事録（平成 27 年 3 月 17 日開催）
- 1-2-03 文部科学省への届出書類の一部
- 1-2-04 大阪音楽大学学則
- 1-2-05 大学院運営委員会議事録（平成 27 年 6 月 8 日開催・持ち回り審議）
- 1-2-06 理事会議事録（平成 28 年 2 月 9 日開催）
- 1-2-07 文部科学省への届出書類の一部
- 1-2-08 大阪音楽大学大学院規則